

## 葛飾区工事成績評定実施細目

26葛総契第784号

平成27年3月9日

総務部長決裁

### 第1 目的

この実施細目は、葛飾区が施行する請負工事に係る成績評定を厳正かつ適切に実施するため、葛飾区工事成績評定要綱（平成15年5月16日付15葛総契第38号区長決裁。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定める。

### 第2 対象工事（要綱第2条）

- （1）成績評定は、請負契約の工事について行う。
- （2）単価契約で行う請負工事は、成績評定の対象外とする。

### 第3 監督部門と検査部門の役割分担

工事成績評定は、監督部門と検査部門各々評定を行い、その合計を当該工事の工事成績とする。

監督部門は、施工期間を通して評定項目ごとの経過を客観的に判断して評定を行い、検査部門は、主として工事目的物の出来栄等々の業績に対する評定を行うこととする。

上記のことから、監督員と検査員の評定点を現場重視、経過重視の観点から7：3の点数配分割合とする。

監督員	70点
検査員	30点
合計	100点満点

### 第4 評定者（要綱第3条）

- （1）「監督員」は、工事主管課長が命じた監督員とする。
- （2）「検査員」は、総務部契約管財課検査員とする。
- （3）「監督員の変更」が生じたときは、工事主管課長は速やかに変更事務手続を行わなければならない。
- （4）「検査員の変更」が生じたときは、総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）は速やかに変更事務手続を行わなければならない。

### 第5 監督員の評定内容及び評定方法（要綱第5条）

#### 1 工事成績評定表（報告書）について

- （1）「工事成績評定表（報告書）」は、別記第1号様式により作成する。

- ア 項目評定点（E）の算出は、評定項目係数（A）×細目評定点（D）  
 イ 細目評定点（D）の算出は、細目係数（B）×細目評価点（C）（別記第2号様式より）

（2）監督員による項目評定点の構成は、下表のとおり。

考 査 項 目	項目係数（配点）
施工体制	15点
現場管理	15点
工程管理	15点
施工監理	20点
小計	65点
加點評価（1～5点）	5点
合 計	70点
減點評価	
監督員評定点計	

（3）「加點」評価

「技術力」、「創意と工夫」、「社会的貢献」といった観点から、業者全体として特別な取組を行っているような場合、1項目ごとに、5点を限度に付与できる。この場合、細目の加點と重複する部分があっても良い。

加點は、望ましい仕事、優れた仕事を行った業者を正当に評価し、その業績を伸ばすために行うものであり、具体的に、どのように良かったかを評価し、積極的に良い点を取り上げ付与する。

（例えば）

廃棄物処理などの環境対策、周辺住民への対応の適切さ、安全対策や作業員指導の徹底、設計意図に沿った技術提案、工期の短縮、出来栄えに関する完成度の高さ、工事記録の分かりやすさ等で業者の取組が区の期待する水準以上であった場合に加點を行う。

（4）「減點」評価

繰り返し口頭注意しても直らない場合には、文書による指導を行う。

この場合、指導内容が同一で、文書による指導回数が1回（指示書）のときは3点を、2回（改善指示書）のときは6点を、それでも改善が見られない3回（改善命令書）のときは、10点の減點を行う。

ただし、内容が異なる文書指導を複数回した場合は、それぞれ1回ごとに減點する。

また、口頭注意した場合で、不適切な施工、報告等があった場合は、1項目ごとに、1点から10点の範囲で減點を行う。

- (5) 項目評定点は、小数点第1位を四捨五入し整数とする。
- (6) 所見欄は、特記事項がある場合及び加点・減点評価を行ったときに、具体的な評価・指導の内容を記入する。

ただし、加点・減点する際は、加点・減点するごとに、具体的に、どのように優れていたか、不適切であったかの理由を所見欄に記入する。

## 2 工事成績項目別評定表について

- (1) 本表は、別記第2号様式で作成し、「細目評価点」を求める。

ア 細目評価点の算出は、「基本評価点」＋「加点評価点」とする。

イ 基本評価点の算出は、下記のとおりとする。

基本評価点＝（概ね適正の係数0.70×選択項目数＋不備有の係数0.40×選択項目数）を選択項目数の合計（対象項目数）で除した数値（小数点第3位を四捨五入）

（評価項目と係数）

評価項目	評価係数
概ね適正	0.70
不備有	0.40

- (2) 評価の判断基準（選択肢）

ア 「概ね適正」は、特に指摘するような問題点はなく、設計図、特記仕様書に基づいて通常の業務を行っている場合に選択する。

イ 「不備有」は、文書による指導（指示書）や口頭による嚴重注意ほどに問題は大きくないが、一部にでも好ましくないことがあった場合に選択する。

- (3) 評価内容（現場確認事項）の変更および追加

当該工事の内容が評価対象項目になじまないときは、工事主管課長は対象項目を別途定めることができる。

- (4) 細目の加点評価について

ア 特に施工上で「望ましい」と考える要素があった場合に付与する。

イ 1項目につき0.1とし、3項目を限度（最大0.3の加点）とする。

ウ 具体例

- ・進め方に工夫が見られた。
- ・率先して対応を行っていた。
- ・迅速な処理を行った。
- ・効率的な方法で実施した。
- ・対応が丁寧であった。
- ・技術が優れていた。
- ・懸命に作業に従事していた。
- ・その他

## 第6 検査員が行う評定の内容及び評定方法（要綱第6条）

### 1 検査成績評定表（報告書）について

（1）「検査成績評定表（報告書）」は、別記第3号様式により作成する。

ア 項目評定点（C）の算出は、評定項目係数（A）×細目評価点（B）

イ 細目評価点（B）の算出は、別記第4号様式で行う。

（2）検査員による項目評定点の構成は、下表のとおり。

評 定 項 目	評定項目係数（配点）
施 工 管 理	5 点
品 質 管 理	5 点
出 来 栄 え	2 0 点
計	3 0 点
減 点 評 価	
検 査 員 評 定 点	

（3）「減点」評価

ア 手直し項目が3項目までは1点を、4項目以上の手直しがある場合は2点の減点を行う。

また、検査の際、不適切な施工等があった場合は、1点から5点の範囲で減点を行う。

イ 大幅な手直しがあり、再検査を実施したときは5点減点する。

ウ 手直し項目の中で、軽微なものと判断できるものは減点しない。

具体例（一両日中に手直しが完了するもの）

- ・ 検査書類の軽微な誤記など訂正で済むもの
- ・ 書類のとじ忘れ、ただし、検査の際に確認できた場合に限る。
- ・ 記録写真帳の整理及び編集の不備（多数ある場合除く。）
- ・ 現場内の清掃・後片付け（小規模に限る。）
- ・ 小規模なシールコート
- ・ ネジの締め忘れ、ただし、水槽等の固定ネジの締め忘れ、1ヶ所ではなく、多数ある場合を除く。
- ・ ドア開閉機能の調整
- ・ その他

（4）項目評定点は、小数点第1位を四捨五入し整数とする。

（5）所見欄は、特記事項及び加点・減点があった場合に、具体的な評価及び指導の内容を記入する。

### 2 検査成績項目別評定表について

（1）本表は、別記第4号様式で作成し、「細目評価点」を求める。

ア 細目評価点の算出は、「基本評価点」＋「加点評価点」とする。

イ 基本評価点の算出方法は、監督員評定と同様に行う。

(2) 評価の判断基準（選択肢）

ア 「概ね適正」は、通常行うべきことをしっかりやっており、特に問題点もなく設計図書、仕様書に基づいて行われていたときに選択する。

イ 「不備有」は、書類整理の仕方及び現場の出来具合が普通より劣っている場合に選択する。この場合、多少の手直し事項がある場合も適用する。

(3) 「加点」評価

「概ね適正」の評価点が0.70 であることから、成果が「特に工夫されている」もの及び「優れている」と判断できるものについて、1項目0.1とし3項目を限度（最大0.3の加点）とする。

第7 評定結果の送付（要綱第7条）

(1) 決裁

監督員は、工事完了検査合格後速やかに工事成績評定表（報告書）及び工事成績項目別評定表を作成し、工事主管課長の決裁を受ける。

(2) 送付

工事主管課長は、工事成績評定表（報告書）（別記第1号様式）と工事成績項目別評定表（別記第2号様式）を、完了検査合格した日から10日以内に契約管財課長へ送付する。

第8 工事成績評定表（総括）

(1) 報告

検査員は、工事主管課長から工事成績評定表（報告書）を受理したときは、速やかに工事成績評定表（総括）（別記第5号様式）を作成の上、契約管財課長に報告する。

(2) 総合評価

完成した工事全般にわたる総合評価は、下記方法で総合評価欄に記入する。

ア 評価ランクを下表の3段階とする。

総合評価	評価ランク	優良	普通	不良
	総評定点	100～76	75～60	59以下

イ 評価ランクの内容は下表のとおり。

優良	施工過程及び工事完成度が優れていた。
普通	施工過程及び工事完成度が区の求める水準に達していた。
不良	最終的には合格水準に達したものの、多くの不備が見られた。

### (3) 送付

検査員は、工事成績評定表（総括）の契約管財課長決裁後、速やかに工事成績評定表（総括）の写しを工事主管課長に送付する。

#### 第9 評定結果の通知（要綱第9条）

検査員は、工事成績評定表（総括）を契約管財課長に報告後、速やかに工事成績評定通知書（別記第6号様式）を作成し、当該工事の受注者へ評定結果を通知する。

#### 第10 様式

この実施細目の施行について必要な様式は、総務部長が定めるものとする。ただし、実情に応じて適宜様式の変更を行うことができる。

#### 別記様式

葛飾区工事成績評定表（報告書）	第1号様式
葛飾区工事成績項目別評定表	第2号様式
葛飾区検査成績評定表（報告書）	第3号様式
葛飾区検査成績項目別評定表	第4号様式
葛飾区工事成績評定表（総括）	第5号様式
葛飾区工事成績評定通知書	第6号様式

付 則（平成26年3月9日付26葛総契第784号）

この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月28日付29葛総契第818号）

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。